

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 51 年 3 まで
② 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 4 月から 63 年 5 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっているとの回答を社会保険事務所からもらった。しかし、私の国民年金の加入については、両親が加入手続を行い、保険料を支払ってくれていたはずである。

また、申立期間②については、時効期限後の納付を理由として還付の決定が行われているとの社会保険事務所の回答であったが、私は還付の通知も還付金も受け取っていない。

私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、申立人は、自身では国民年金の加入手続及び国民年金から厚生年金保険への切替手続並びに国民年金保険料の納付に関与していないと述べているが、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、i) 当該申立期間を除く昭和 52 年 4 月から平成 2 年 10 月までの期間の保険料は納付済となっており、国民年金から厚生年金保険への 4 回の切替手続も適切に行われていること、ii) 申立期間③は 1 年と短期間であり、当該期間の前後の期間は納付済となっている上、当該期間において同居していた父及び兄の保険料は納付済となっていること、iii) 申立期間④については、当該期間は 14 か月と比較的短期間であり、同居していた兄は納付済となっている上、当該期間の前後の期間はそれぞれ国民年金及び厚生年金保険の保険料が納付済となっていることから、申立人の申立期間③及び④の保険料について

は、申立人の両親が納付していたものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号はその前後の番号の払出状況により昭和53年1月以降に払い出されていることが推認でき、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によれば、昭和54年9月16日に当該期間に係る申立人の国民年金保険料の還付処理がなされており、同台帳に記録されている還付金額、還付期間及び還付決議年月日の記載内容に不合理な点はなく、申立人に対する申立期間の保険料の還付に疑義を生じさせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年4月から61年3月までの期間及び62年4月から63年5月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
私は、昭和 57 年 4 月頃に県外への転入の届出と国民健康保険や国民年金の加入手続を行い、その後金融機関の窓口で滞りなく国民年金保険料を納付した。
申立期間以外の国民年金保険料は完納となっているので、この期間だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録によると、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度に対する理解は深く、保険料の納付意識は高かったものと考えられるほか、申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立内容に不自然さはない。

また、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人が主張する昭和57年4月の国民年金への加入手続とは相違するものの、申立人の国民年金手帳記号番号は58年4月に払い出されたものと推認され、この時期は、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な時期である上、申立人は申立期間を含む国民年金加入期間を通じて住所異動に伴う4回の国民年金に係る住所変更手続を適正に行っているほか、「申立期間当時、理髪店に住み込みで勤務し、保険料を納付することができる経済状況であった」と述べていることなどを踏まえると、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和47年1月1日、資格喪失日を同年10月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年1月は150ドル、同年2月及び3月は140ドル、同年4月は160ドル、同年5月は7万2,000円、同年6月は6万円、同年7月から9月までは6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から同年10月6日まで

私は、社会保険事務所で年金加入記録を調べたところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いと言われた。

しかし、申立期間における厚生年金保険料控除を証明できる給与明細書やA事業所に勤めていたことを証する「経歴カード」などを所持しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険加入記録、A事業所の代表者及び同僚の証言並びに申立人が提出した「経歴カード」及び同僚との事業所での記念写真などにより、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書及び家計簿により、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から判断すると、昭和47年1月は150ドル、同年2月及び3月は140ドル、同年4月は160ドル、同年5月は7万2,000円、同年6月は6万円、同年7月から9月までの期間は6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明である」と述べているが、社会保険事務所が保管している申立期間中のA事業所の厚生年金保険加入者全員の加入記録を調

査したところ、申立人の氏名は見当たらず整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年1月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成2年4月から同年7月までは38万円、同年8月から同年11月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から同年12月27日まで

社会保険事務所の訪問調査により、私がA社で勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、私の厚生年金被保険者資格の喪失日後、さかのぼって大幅に引き下げられていることが判明したので、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、当初、平成2年4月から同年7月までの期間は38万円、同年8月から同年11月までの期間は50万円と記録していたところ、申立人がA社の被保険者資格を喪失した日（2年12月27日）及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（3年1月20日）から約1年1か月後の4年2月29日付けで、2年4月1日にさかのぼって、標準報酬月額を9万8,000円に引き下げていることが確認できる。

また、申立期間の中途の平成2年10月31日付けで、申立人がA社の取締役役に就任したことが同社の閉鎖登記簿謄本により確認できるが、これについて申立人は「いつの間にか私は取締役役に就任させられていたのであり、就任後も以前と同じ業務を行っていた」と主張している上、当時の同僚も「申立人は取締役役ではあったが、実際には、A社内のB部門のみの業務を行っており、社会保険に係る事務は行っていなかった」と証言している。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、平成4年2月29日に申立てに係る標準報酬月額の引き下げを2年4月1日にさかのぼって行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、2年4月から同年7月までは38万円、同年8月から同年11月までは50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和47年4月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月27日から同年5月8日まで

私は、昭和39年4月20日からA社に勤務し、平成10年9月1日付け辞令による退職まで継続して勤務した。社会保険事務所において私の厚生年金の加入記録を確認したところ、昭和47年4月27日から同年5月8日までの間の記録が無い旨の回答を受けた。

昭和47年4月27日付でA社X支店より同社Y支店に転勤したが、同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社に係る従業員票及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間を含む昭和39年4月20日から平成10年8月31日まで同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人は昭和47年4月27日にA社X支店から同社Y支店の開設のため開設準備委員として同社本店に異動し、その後、同年5月9日より正式に同社Y支店の職員として勤務していることが同社の人事記録により確認できる上、同社本店の事業主も「4月分の厚生年金保険料を5月給与から控除していた」と述べている。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が管理する申立人に係る昭和47年5月の厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額に関する記録から判断すると、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明である」としているが、事業主の保管する人事記録において昭和47年4月27日にA社X支店から同社Y支店の開設のため開

設準備委員として同社本店に異動した記録がされているとともに、同年5月9日から正式に同社Y支店の職員として配属された旨の記録があり、この配属日である5月9日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人のA社本店における資格取得日に係る記録を昭和48年12月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月28日から49年1月1日まで

私は、昭和49年12月28日付けの辞令でA社X支店から同社本店に転勤したが、社会保険事務所において私の厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、48年12月28日に同社X支店の被保険者資格を喪失した後、49年1月1日に同社本店の資格を取得したになっている。

しかし、私は昭和46年4月1日以降現在まで継続してA社に勤務しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録及び申立人が提出した同社の「職員カード」並びに申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し(昭和48年12月28日に同社X支店から同社本店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和48年11月の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は「不明である」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、平成4年5月から5年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から5年6月まで

私は、会社に勤めていた5年7月から6年9月までの間に、申立期間の国民年金保険料の納付書が届いたので、市役所担当職員から国民年金の必要性について説明を受け、後日上記の保険料を一括納付した記憶がある。

それにもかかわらず、社会保険庁の記録では申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出時期などから、平成8年4月ころに払い出されたものと推認される。このため、申立人はこの時期には申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は「別の年金手帳が交付されたことはない」と述べているなど、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、手帳記号番号の払出し前の、申立人が会社に勤めていた5年7月から6年9月の間に申立人あてに国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続並びに国民年金保険料の納付金額についての記憶が曖昧であり、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す家計簿、預金通帳等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月 1 日から 50 年 2 月まで
(A 事業所)
② 昭和 51 年 3 月から 52 年 2 月まで
(B 事業所)

私は申立期間①及び②において、それぞれA事業所及びB事業所に勤務していた。しかし、社会保険事務所に厚生年金保険被保険者の記録を確認したところ、当該記録の厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を受けた。

A事業所及びB事業所において厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元同僚の供述により、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していたことは推認できるが、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立期間①のうち、昭和 45 年 1 月 1 日から 48 年 7 月 31 日までの期間については、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった 48 年 8 月 1 日よりも前の期間である。

また、申立期間①のうち、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 48 年 8 月 1 日以後の期間については、同日から同事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある同僚は「今日から厚生年金保険に加入することになりました」と同事業所の担当者から説明があったと証言しており、このことについて、申立人に担当者からの同様の説明があったか否かについて聞いたところ、申立人の記憶は曖昧であり、厚生年金保険料が控除されていたかどうかの記憶は無いとしている。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の記憶する同僚の中

には、A事業所における厚生年金保険の加入記録が無い者が確認できる上、申立期間①について、申立人は国民年金保険料を納付している記録が確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立期間①を含む昭和45年1月1日から50年3月までの期間における厚生年金保険被保険者記号番号の払出状況を調査したところ、A事業所において申立人の被保険者記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

次に、申立期間②について申立人は「B事業所を辞めた後、公共職業安定所から何らかの手当の支給を受けた」と主張しているが、公共職業安定所が保管している記録により、申立人は、雇用保険の適用事業所ではなかった事業所に勤務していた者に対して交付されていた「C失業者求職手帳」の発給を受けていることが確認できる上、社会保険事務所が保管している適用事業所名簿には申立人が勤務していたと主張する同事業所の記載は無く、類似の業種等の事業所名も見られないことから、同事業所は社会保険についても適用事業所ではなかった可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立期間②を含む昭和51年1月から52年4月までの期間における厚生年金保険被保険者記号番号の払出状況を調査したところ、B事業所において申立人の被保険者記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 13 年 6 月 30 日まで
私は、申立期間にA事業所に勤務していたが、社会保険事務所で同申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、実際の給与に基づく標準報酬月額と相違しているので、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人が提出した給与支払明細書によれば、申立人は、申立期間のほぼすべての期間において、社会保険庁が管理するオンライン記録による標準報酬月額よりも高額な給与をA事業所から支給されていたことが確認できる。しかし、当該給与明細書に記載された厚生年金保険の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁が管理するオンライン記録における申立人に係る標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人がA事業所に雇用された昭和 63 年及びその前後の期間に雇用された同年代の同僚の標準報酬月額は、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、これら同僚のすべての標準報酬月額は申立人の標準報酬月額と同等又はそれ以下の金額となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を申立人に支給された給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。